

[平成16年 第2回定例会]-[06月21日-05号]-P.255

13番(吉沢章子)

13番(吉沢章子) 早口で質問が続きますが、おつき合いいただきたいと思います。私は、通告いたしました3項目につきまして、一問一答にて質問させていただきます。順番を変えまして、1番目に、都市緑地保全法等の一部を改正する法律に伴う都市公園の利用について、2番目に、建設などに伴う既存建築物撤去時の騒音、振動について、3番目にDVについて、お伺いさせていただきます。

初めに、都市緑地保全法等の一部を改正する法律に伴う都市公園の利用について、環境局長、建設局長に伺います。都市緑地保全法等の一部を改正する法案が6月11日、国会において可決されました。法改正の要旨と、今後、本市としてどのような対応をしていくのか、また、都市公園法改正による公園の立体利用についてどのようなことが可能になると考えられるのか、具体例を挙げてお示しください。環境局長に伺います。

議長(坂本茂) 環境局長。

環境局長(石井二郎) 都市緑地保全法等の一部を改正する法律の要旨と本市の今後の対応についての御質問でございますが、都市緑地保全法等の一部を改正する法律では、都市緑地保全法、都市公園法、首都圏近郊緑地保全法などの一部が改正をされたところでございます。その主な改正点でございますが、都市緑地保全法につきましては、法律の題名を都市緑地法に改めたほか、緑の基本計画の記載事項に、都市公園の整備の方針等を追加したこと、地区計画等の区域内において緑地の保全のための規制を行う制度、建築物について緑化率の規制を行う制度を設けたこと、また、都市計画に緑化地域を定めることができることとし、緑化率規制の導入を図ったことなどが挙げられます。都市公園法につきましては、立体都市公園制度が創設されたことが大きなポイントとなっており、この改正によりまして、駐車場や駐輪場、店舗等の上部を都市公園として整備することが可能となりました。

次に、市としての対応についてでございますが、今後制定されます政令の内容などを踏まえながら、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の所要の整備等を行うとともに、立体公園制度など、新たに設けられた制度の活用について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長(坂本茂) 吉沢議員。

13番(吉沢章子) 新たに都市緑地法となり、都市部の緑化保全・推進がよりパワーアップしたという感がございます。地区計画区域において緑化規制などの制度を設けることができることや、都市計画に緑化地域を定めることができるなど、興味深い内容となっております。本市においては、今後、条例改正も視野に入れて検討していくとのことですので、関係するまちづくり局ともしっかり連携をとっていただきながら、緑化行政の推進を要望いたします。

この件につきましては、改めて詳しく伺いますが、今回は都市公園法の改正について注目したいと思います。立体都市公園制度が創設されたことにより、貴重な都市空間を立体的に有効活用できるようになり、駐車場の上、駐輪場の上などに都市公園をつくってもよいということになったわけであります。

さて、都市公園の立体利用については、昨年来、多摩区登戸新町の登戸第1公園、通称三角公園周辺の800台とも言われる違法駐輪対策として、人工地盤にして下部を駐輪場、上部を公園にできないかと協議した経緯がございます。そのときは、法改正はかなり先と伺っておりました。局間の連絡はうまくいったのか疑問が残ります。また、水路上に駐輪場を計画された際には、局間のみならず、さまざまな連携がとれず、後々の禍根を残すことになったのは、市長も市長への手紙で御存じのことと思います。

さて、この法改正は朗報であると考えます。現在まで登戸周辺に1台でも多くの駐輪場をつくりたいと、担当課より何度も伺っております。それは万人が望むことであり、私も当然のことと考えます。法改正はまさにチャンス到来なわけですが、まず建設局長に伺います。登戸第1公園に駐輪場をおつくりになりますか。

また続けて、公園を管轄する環境局長に見解を伺います。

議長（坂本茂） 建設局長。

建設局長（脇領成明） 公園を利用した自転車等駐車場の整備についての御質問でございますが、自転車等駐車場につきましては、駅近隣など利便性が高い場所でないと利用されにくい実態がございますが、このような場所での用地の確保は非常に厳しい状況になってございます。このため、駅近隣に位置する都市公園を立体的に活用し、自転車等駐車場の整備ができるようになることは、放置自転車対策を推進する上で、有効な手段の一つと考えてございます。立体都市公園制度の詳細につきましては、今後政令で定めるとのことでございますので、引き続き国の動向を注視していくとともに、関係局や区役所との連携を十分に図り、また、地域住民の方々とも計画段階から御意見も伺いながら、検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

議長（坂本茂） 環境局長。

環境局長（石井二郎） 登戸第1公園についての御質問でございますが、駐車場や店舗の上部を都市公園として利活用することは、高度に密集した市街地の中で、特に駅周辺におきましては公園を確保する手法として大変有効であると考えます。登戸第1公園につきましては、周囲を放置自転車に取り囲まれ、公園が利用しづらくなっておりますので、改善が必要な状況となっております。したがって、立体都市公園制度の活用について検討する必要がございますが、一方で、今後示されます設置基準、公園利用者や近隣住民の合意、維持管理面等の課題もございまして、それらの点につきまして関係局と十分協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（坂本茂） 吉沢議員。

13番(吉沢章子) 現在の登戸第1公園には人影がありません。周囲を自転車に囲まれ、入りようがない、そんな環境で子どもを遊ばせようと母親は思いませんし、とても市民がくつろぐ場所ではありません。御近所ではゴースト公園とも呼ばれております。今、お二人の局長に、ともに必要性、有効性において共通見解をいただきました。現時点では、最大限前向きな御答弁と受け取らせていただきます。現在までのさまざまな反省を踏まえ、局間連携をしっかりと図りながら、協議検討を進めていただきますよう、強く要望いたします。

次の質問に移ります。次に、既存建物等撤去時の騒音、振動について、これは環境局長、まちづくり局長に伺います。昨今、建物の撤去時の騒音、振動による苦情やトラブルが非常に多くなっています。特に直近に建設が伴う建物解体の場合、地域住民の方々と建設主体との間で説明責任、補償範囲の明確化など、さまざまな事柄において問題になっていることは周知の事実でございます。先週6月17日、幸区でもマンション計画に伴う既存建物の解体工事等について、住民、行政、施工者などの話し合いが行われました。同様の問題について、私も続けて2件かかわった経験もあり、全市的には相当数のトラブルが潜在していると思われます。解体に対する事前説明などの義務はなく、ある日突然隣の建物が撤去されても、法的には何の規制もないのが現実です。

初めに、過去2年の苦情件数と対応状況について、環境局長に伺います。

続けてまちづくり局長に伺いますが、解体工事にかかわる法的な手続、届け出などどのようなものがありますでしょうか。過去2年間における件数についてもあわせてお示しください。

議長(坂本茂) 環境局長。

環境局長(石井二郎) 既存建築物等撤去時の騒音、振動についての御質問でございますが、初めに、解体工事を含む建設工事にかかわる過去2年間の騒音、振動の苦情件数についてでございます。平成14年度につきましては、騒音が94件、振動が53件、平成15年度は騒音が76件、振動が49件となっております。また、これへの対応についてでございますが、騒音規制法及び振動規制法に規定されております削岩機などの重機等を使用する特定建設作業につきましては、基準値の遵守、作業時間・作業管理の徹底を指導しているところでございます。以上でございます。

議長(坂本茂) まちづくり局長。

まちづくり局長(木下真) 既存建築物等撤去時の騒音、振動についての御質問でございますが、現在、窓口では、近隣に対する配慮について留意点を記したチラシを解体工事業者に配布し、指導しているところでございます。また、苦情に対する現在の対応につきましては、現場調査などにより、その都度施工者を指導しております。

次に、苦情件数につきましては、平成14年5月から現在までに45件ございました。

次に、解体工事にかかわる法的な届け出につきましては、建設工事に係る資材の再資源

化等に関する法律、いわゆる建設リサイクル法の規定により、資材の再資源化を目的とした届け出がございます。なお、統計を目的とした届け出の義務が建築基準法の規定にもございます。次に、届け出件数は、建設リサイクル法に基づくものが、平成14年から現在まで2,759件でございます。以上でございます。

議長（坂本茂） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 環境局に寄せられる苦情が2年間で、振動、騒音を合わせて272件、まちづくり局の件数を合わせると317件であったわけです。それぞれ対応しているとのことでありますが、現在環境局は、どこでどんな工事が行われているか、事前には全く知らない状況であります。この状況では事前の指導はできません。解体工事にかかわる情報が建設リサイクル法により、一元的にわかるようになったのでありますから、知るべき情報は出し合いながら、お互いのノウハウをもってともに指導するべきと考えます。まちづくり局建築審査課が窓口ですから、見解をまちづくり局長に伺います。

議長（坂本茂） まちづくり局長。

まちづくり局長（木下真） 解体工事に対する事前指導についての御質問でございますが、工事業者が解体工事を請け負う場合は、建設業法に基づく建設業の許可を取得しているか、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録をしている必要がございます。建設業法では主任技術者、建設リサイクル法では技術管理者の設置がそれぞれ要件となっております。工事業者には法令に従って工事を実施する責任がございますので、解体工事による振動や騒音についても、技術管理者などの管理のもとで、規制内容を遵守しながら解体工事を施工していただいているところでございます。行政といたしましては、建設リサイクル法に基づく届け出時に、粉じんの拡散防止や騒音、振動の少ない工法の選択などを促す内容のチラシを配布し、近隣への配慮に努めるよう指導しておりますが、今後も関係局と協議し、配慮事項等を充実するなど、事前の指導に努めてまいります。以上でございます。

議長（坂本茂） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） さて、御答弁いただいたチラシの配布は、解体業者さんへの地道な啓発活動としては有効であります。大事なことであり、御答弁のように、両局が協力してきちんと対応していただきたいと思います。しかしながら、現行法での工事着工7日前の届け出では、近隣と協議していただきと言っても、これは無理というものです。あくまでも建設リサイクル法の観点から決められておりますので、今回の趣旨までは到達いたしておりません。今多くの問題になっているのは、一定規模以上の、しかし、アセスにかかるほど大きくはない規模の工事についてであります。既存建築物があるかないかは、確認申請時に情報を得ることは可能なわけで、そこでの情報から、一定規模以上の既存建築物の除去に対して何らかの指導ができないかということでございます。もちろん、ここ

でも両局の知恵を絞っていただくわけですが、さて、住民の方々からすれば、建設工事の延長上にある解体工事による騒音、振動がなぜ環境局の管轄なのか、建設工事と同様にみなされないのか不思議なわけですが、建築基準法は、あくまでも建物をつくるための法律で、解体は規定されておられません。しかしながら、市民にしてみたら、どうでもいいことでもあります。「だれでもいいから何とかしてほしい」というのが、毎日騒音や振動に悩まされている市民の切実な声であります。実際にぐあいが悪くなり、病院に通う方もいらっしゃいます。

私は、スクラップ・アンド・ビルドの開発行為を否定するものでもありませんし、私自身、設計事務所の主宰者として建設活動の一端を担ってきた者でございますので、解体業者さんの御苦労もよく理解しているつもりです。現在のありようでは、住民、解体業者、建設事業者、設計事務所、行政、それぞれが大変な思いをせざるを得ないわけです。だからこそ、何らかのガイドラインをつくり、民間の事業者の知恵もおかりしながら、両局協力するべきではないかと考えております。これはまさしく現場の声であります。見解をまちづくり局長に伺います。

議長（坂本茂） まちづくり局長。

まちづくり局長（木下真） ガイドラインの作成についての御質問でございますが、解体業者、建設業者、設計事務所の方々が、既存建築物等の解体に伴い発生する粉じん、騒音、振動が近隣に与える影響について御苦労されているとのことでございますので、業界団体が自主的に、解体工法の工夫や近隣への周知及び工事中の周辺への配慮などさまざまな課題を検討し、自律的に事業を進めていく上でのガイドラインを作成していただくことは、トラブル解消のためには有効なことと思います。行政といたしましても、研究会の発足を業界に働きかけるなど、関係局とも連携を図りつつ、積極的に支援してまいります。以上でございます。

議長（坂本茂） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 今後の新しい方向性を示していただきました。役所からのお仕着せにならず、市内の中小零細の業者も含む事業者の経済活動を妨げず、地域住民の方々の望む事前説明や補償について担保するにはどうしたらよいかということについて、環境局、まちづくり局と何度も協議をさせていただきました。現時点での結論として、この場合、民間主導で官が積極的にバックアップしていくということが最も实际的であり、市民協働の新しい自治の精神にかなうと私は思いました。早急に研究会の発足を働きかけ、両局協力して支援していただきますよう、それぞれの局長に要望いたします。あくまでも現時点での結論ですので、もっとよい方法があるか、今後も模索してまいりたいと思います。また、本当に市民のために何ができるか、局を超えて知恵を出し合ったプロセスは評価すべきと考えます。今後も、議員がいない場でも、難しいとひるまずに、市民のためにどんどん協議をしていただきますよう、強く要望申し上げます。

次の質問に移ります。次に、DV、いわゆるドメスティック・バイオレンスについて、

市民局長、健康福祉局長、最後に市長に伺います。5月27日、改正DV防止法が国会で可決成立いたしました。改正法の要旨、施行される時期について伺います。また、本市における過去3年のシェルター利用者の数もお示しくください。

議長（坂本茂） 市民局長。

市民局長（高阪三男） ドメスティック・バイオレンスについての御質問でございますが、初めに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法の改正の主な内容についてでございますが、1つには、配偶者からの暴力の定義が拡大され、身体に対する暴力だけではなく、精神的暴力、性的暴力も対象とされたこと。2つには、保護命令制度が拡充され、元配偶者に対しても保護の申し立てができるようになったことや、子どもも接近禁止命令の対象になったこと。3つには、被害者の自立支援が明確化され、国及び地方公共団体が、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立支援と適切な保護を図る責務が規定されたことなどでございます。また、施行日は平成16年12月2日でございます。

次に、市内シェルターの利用者数でございますが、平成13年度81件、平成14年度91件、平成15年度81件となっております。以上でございます。

議長（坂本茂） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 平成13年にDV法が制定され、DVは犯罪であるとの認識が一般的に広まり、顕在化してきたわけですが、表面化している件数以上に被害が増加していると多方面からの指摘があります。私は最近、知人よりDVの相談を受けましたが、実情は想像を超えたものでございました。DVは命にかかわる非常事態の、緊急性の高い犯罪でございます。改正法では、被害者の自立支援や保護を国と地方自治体の責務と位置づけており、さらなる早急な対応が求められるところです。県においては基本計画の策定を義務づけられておりますが、管轄している局を明らかにしながら、現在の本市の対応状況についてお示しくください。これは健康福祉局長に伺います。

また、防止の観点から最も重要と思われる、加害者となる男性に対する本市の取り組みはどうなっているのか。さらに、法改正により想定される今後の取り組みについても伺います。こちらは市民局長に伺います。

議長（坂本茂） 健康福祉局長。

健康福祉局長（井野久明） ドメスティック・バイオレンスについての御質問でございますが、所管についてでございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、配偶者からの暴力防止の普及啓発、民間活動への支援に関することなどにつきましては市民局の所管となっております。被害者の相談、保護に応じる婦人相談員につきましては、健康福祉局の所管となっております。婦人相談員につきましては、4名で相談に応じておりますが、来所及び電話による相談件数は平成15年度662件でございます。婦人

相談員 1 名当たり平均で160件程度となっております。以上でございます。

議長（坂本茂） 市民局長。

市民局長（高阪三男） ドメスティック・バイオレンスにかかわる本市の取り組みについての御質問でございますが、初めに、加害者となる男性に対する取り組みでございますが、川崎市男女共同参画センターにおきまして、昨年度より新たな試みとして、男性のための電話相談を実施しております。また、ドメスティック・バイオレンスに関する学習講座を実施しているところでございます。なお、加害者を更生させるための取り組みにつきましては、国におきましても調査研究している段階でございますので、その経過等を見守りながら、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、法改正による今後の取り組みでございますが、地方公共団体の責務といたしまして被害者に対する自立支援が規定されましたので、今後、関係局と協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（坂本茂） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 加害者となる男性の更生については、国がまだまだの状況であるようですが、本市としても研究をし、早期に対応していくべきと指摘をいたします。また、防止の観点からは、意識啓発を促し、それが抑止力となるような対策、例えばポスターなど、不特定多数の人の目にとまるような取り組みが必要と考えますので、検討を要望いたします。

また現在、婦人相談員は4名とのことですが、担当件数からいっても、仕事の内容から考えても、絶対的に不足をしています。横浜市においては、各区に1人配置した上、相談件数の多い区に関しては複数配置をするなど、手厚い施策を実施しています。本市においても、最低各区に1人は当然と考えます。例えば、DVの相談を受け、避難が決定した場合、婦人相談員はシェルター入居の付き添いまで行うのが通常業務範囲ですが、その後の生活自立支援、自立相談、弁護士との接見の付き添い、家庭指導、アパート探しに至るまでケアしているケースもあります。シェルターは広域対応のため、市内ではありません。移動にすら時間がかかり、不在であることもしばしばであります。そして、勤務時間は9時15分から午後4時と短いわけでありまして、その相談員が現在2区に1人という状況であります。「はだして逃げていったのに、相談できなくて1週間待たされた」、「川崎で生まれ育ったのに、川崎から今すぐ体一つで出ていきなさいと言われた、子どもは熱を出していたのに」、これは、御自身について、また知人について、ある女性から伺った言葉です。これらの声をどう受けとめられますでしょうか。その率直な感想と、今後の婦人相談員の増員について、健康福祉局の管轄ということですから、健康福祉局長に見解を伺います。

議長（坂本茂） 健康福祉局長。

健康福祉局長（井野久明） 婦人相談員についての御質問でございますが、初めに、ドメスティック・バイオレンス被害者の方々は、さまざまな経過を経て加害者から逃れ、相談窓口へ来られたものと思われま。したがって、その被害者の思いや立場に沿った支援が、大変大切なことと思しますので、今後は、より適切な相談援助ができるよう、体制の整備に努めてまいりたいと存じます。

次に、婦人相談員の配置についてでございますが、これまで平成13年度に1名、今年度に1名、婦人相談員を増員いたしまして、現在は4名体制となっております。今後につきましても、相談状況等を見ながら、婦人相談員の配置について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（坂本茂） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 被害者の心に寄り添う対応をしていただくのは当然であり、言動は細心の注意を要していただかなければなりません。しかしながら、一概に相談員の質のみを問うているではありません。さっき申し上げたように、相談員は多忙である上、御自身が身の危険にさらされることもあり、まさに命がけの仕事であります。ストレスは相当なものであると推察をいたします。絶対的な秘密管理のために、相談は婦人相談員以外対応してはいけないということであれば、完全な絶対数の不足と行政システムの悪さが起因して、結局は市民の不利益、しかも命の危険にまでつながっていると指摘をせざるを得ません。御答弁では、増員について検討していくとのことでございますので、ぜひ最低各区1人の設置を強く要望申し上げます。またDV被害者は、緊急に広域避難をするため、住民票を持たずに避難しております。住民票がないため、現在の居住地での参政権が得られていない状況があります。基本的人権を行使するのに、命がけである状況を御理解いただきまして、法改正上も、さらに担保された守秘義務を徹底して、親身な対応をしていただきますよう、これも強く要望いたしておきます。

次に、市長に伺います。DVはもはや社会問題であります。鳥取県では、DV被害者であれば、6カ月の家賃補助、無条件の生活保護などの先進的な施策をとっています。神奈川県においても、既にDV施策の一本化を図り、県民部で対応し、横浜市においては、保護施策と防止施策をそれぞれ明確にして、保護施策は児童福祉部で対応しております。本市においての対応は、横浜市に比べてもおくれていると言わざるを得ません。法改正がなされ、地方自治体の責務が明確になった今、例えばDV対策室をつくるなど、施策の窓口を一本化して、緊急性の高い市民の切実な要望にこたえていくべきと考えます。市長の見解を伺います。

議長（坂本茂） 市長。

市長（阿部孝夫） ドメスティック・バイオレンスについてのお尋ねでございますけれども、少子高齢化の急速な進展や、これに伴う地域社会の役割の変化などから、男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題となり、平成13年に男女平等かわさき条例を施行するとともに、先月、川崎市男女平等推進



行動計画を策定し、男女平等施策に取り組んでいるところでございます。今般のDV防止法の改正は、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかったことから、被害者の一層の保護を図ることを目的にしていると認識いたしております。

本市といたしましても、配偶者からの暴力の被害者に対しましては、警察署、区役所、児童相談所、母子生活支援施設、シェルターなどの職員を構成員とする、女性への暴力相談等関係機関連絡会を設置して、関係機関が連携をとり、迅速で適切な対応が図られるよう体制を整えております。

いずれにいたしましても、DV被害者の救済は緊急を要する大変重要な課題でございますので、本市のDV施策が円滑に行われるように、より組織間調整を図るとともに、今後関係機関との緊密な連携をとりながら、被害者への対応に万全を尽くす必要があると考えているところでございます。以上でございます。

議長（坂本茂） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 市長は、DV被害者の救済は緊急を要する大変重要な課題であるとの御認識を、明確にお示しいただきました。それを重く受けとめさせていただきます。最も重要なのは被害者の安心であります。いかに実効性のある組織としていくかが重要で、そのための組織間調整を図る、との前向きな御答弁をいただきましたので、今後の検討について期待を込めて見守ってまいります。

続けて市長に伺います。組織間調整は局間連携ということにもなりますが、いろいろなお話を伺っておりますと、どの局も、御自分たちの局のテリトリーを守ることにきゅうきゅうとしているような印象を受けました。ただでさえ多忙な仕事を、これ以上ふやしたくない事情はわかります。しかしながら、局と局の間で、法律と法律とのほざまで抜け落ちている、いわばグレーゾーンでさまざまな問題が起こり、市民は命の危険にさえさらされる状態になっております。今、川崎市は市長のリーダーシップのもと、市民のための行政にシフトしようとしております。自治基本条例や総合計画策定の検討など、あり方を大きく変えようとしている今、市民に目を向けた局間の連携をどう図っていくのか、縦割り行政の制度疲労とも言える弊害がここまで来ている現在において、再編成は当然の選択肢と考えますが、見解を伺います。さらに、局の利益やテリトリーを守ることに目的を置くのではなく、常に市民のために動こうとする職員に対して、きちんと評価する人事評価をすべきであると考えます。すべてはトップの意思にかかっていると思います。トップがしっかりと、すべては市民のためにという姿勢を明確にし、その理念をあらゆるシステムに反映させていくことにより、おのずと職員の意識も変わり、それがすなわち市民の幸福につながると考えますが、市長の見解と決意を伺います。

議長（坂本茂） 市長。

市長（阿部孝夫） 局間連携と人事評価についてのお尋ねでございますけれども、吉沢議員御指摘のとおりで、全く私も同感でございます。私は、就任当初から、スピーディーな仕事、スリムな体質、シンパシーを持った親切な対応をあらわす3S運動を推進し、市

民の立場に立った適切な対応を職員に徹底するよう努めてきたところでございます。御指摘にもございました局間連携につきましては、さまざまな行政需要や課題に対して、一つの局では対応することが困難な事案が多くなってきております。諸課題に対して関係する局との連携や調整が重要でありまして、局間の緊密な連携をとることにより、迅速的確な対応が図られると認識しているところでございます。また、組織整備に当たりましては、変化が激しく、複雑性、不確実性が高まった外部環境に対応できること、責任の所在が明確で、市民にわかりやすく、簡素で効率的であることなどが必要であると考えております。したがって、現在策定中でありまして総合計画との整合性を図りながら、必要に応じて局の再編成も視野に入れてまいりたいと考えております。

次に、人事評価につきましては、4月に策定いたしました川崎市人材育成基本計画では、市民に信頼される自治体をつくることを目的に、職員が公共サービスの責任主体であることを明確にし、人材育成や能力開発の取り組みをお示したところでございます。また、職員の能力や実績を適正に評価して職員のやる気や働きがいを引き出すとともに、人材育成につながる新人事評価制度の試行を本年度から実施したところでございます。今後も、市民の期待にこたえる人材の育成や職員の能力を高めていくとともに、実績を残した職員が適正に評価され、人事や給与等の処遇に適切に反映される新人事評価制度を確立してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（坂本茂） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 市長の意気込みを感じる御答弁をいただきました。くしくも、今回の質問項目に共通するテーマが、局間の連携、言い換えれば、人と人との連携でございました。市民のために、局の利益に縛られず一生懸命仕事をし、それが評価される、そういうシステムが確立されてこそ、真に市民のための組織になり得ると考えます。私は、3月にもここで、人は存在を認められてこそ本質的な喜びを感じるもの、と申し上げました。人材をいかに生かすかが費用対効果であるとも申し上げました。グレーゾーンのない組織の再構築、そして人を生かす人事評価制度の確立に向け、トップとしてのリーダーシップをしっかりとっていただきますよう、市長に要望申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。